

法務局，人権擁護委員は 人権を尊重する企業の 取組をサポートします

～人にやさしい企業をめざして～

企業にとって、消費者・従業員・株主・取引先・地域社会など、“人と人のつながり”が必要不可欠である以上、人権とかかわりなく事業を営むことはできない状況にあります。

また、企業が社会を構成する一員としてとるべき企業の社会的責任（CSR）のひとつとして、人権への取組が求められています。

人権問題について正しく理解し、人権に十分配慮した行動をとることは、企業成長にとって必須条件です。

福井地方法務局及び福井県人権擁護委員連合会は、企業で行う人権研修等に講師を派遣するなど、企業の取組をサポートします。



人KENあゆみちゃん

講師派遣等の申込方法は、福井地方法務局人権擁護課まで、電話又はファクシミリでご連絡ください。
講師に対する謝金、交通費等は一切不要です。
※講師派遣依頼書は[こちらへ](#)

研修は、平日の9時から16時までの時間帯で約1時間程度を予定していますが、それ以外の時間帯や研修時間を希望される場合は相談してください。



人KENまもる君

人権イメージキャラクター



お問合せ先

福井地方法務局人権擁護課

電話 0776-22-4210

FAX 0776-22-4194